

演習 刑事訴訟法 2023年8月号参考文献

一橋大学教授 緑 大輔

*学習者が比較的容易に手にとることができる文献を中心に掲げる（一部、やむを得ず論文集等を掲げる場合がある）。

1. 秘密交通権の概説

- ・川出敏裕『判例講座刑事訴訟法 捜査・証拠篇〔第2版〕』（立花書房，2021年）275-280頁。
- ・宇藤崇ほか『刑事訴訟法〔第2版〕』（有斐閣，2018年）192-193頁。
- ・酒巻匡『刑事訴訟法〔第2版〕』（有斐閣，2020年）215-216頁。
- ・池田公博=笹倉宏紀『刑事訴訟法』（有斐閣，2022年）109-110頁。
- ・田淵浩二『基礎刑事訴訟法』（日本評論社，2022年）115-118頁。
- ・吉開多一ほか『基本刑事訴訟法II 論点理解編』（日本評論社，2021年）140-148頁。
- ・斎藤司『刑事訴訟法の思考プロセス』（日本評論社，2019年）211頁。

2. 秘密交通権と接見内容の聴取

- ・村岡啓一「被疑者と弁護人の接見交通」法教 389号（2013年）4-13頁。
- ・伊丹俊彦=合田悦三編集代表『逐条実務刑事訴訟法』（立花書房，2018年）78-79頁
- ・三好幹夫「接見内容の聴取」刑ジャ 46号（2015年）35頁以下。
- ・葛野尋之『刑事司法改革と刑事弁護』（現代人文社，2016年）186-205頁。
- ・石田倫識「捜査機関による接見内容の聴取」葛野尋之=石田倫識編著『接見交通権の理論と実務』（現代人文社，2018年）39-55頁。
- ・中桐圭一「弁護人との接見時のやりとりに関する尋問」判タ 1322号（2010年）40頁以下。

ステップアップ

刑訴法 149 条は証言拒絶権を定めている。証言拒絶権は「自己が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受ける虞のある証言」を拒絶する権利であり、接見内容の秘密性を守るための証言拒絶がこれに含まれるかが問題となる。含まれない場合には、検察官の尋問を止める手段としては、弁護人が異議を申し立てるほかにない。この問題については裁判例も確認できないが、理論的には検討を要する問題だろう。アメリカ合衆国の弁護人=依頼者間の秘匿特権は、人ではなく情報に特権が付着しており、自己負罪拒否特権とは別に秘密性が保障されるが、日本ではそのような法制はなお明文上は存在しない。

- ・渡辺修「『防衛の秘密』と被疑者取調べの法的限界」『鈴木茂嗣先生古稀祝賀論文集(下)』（成文堂，2007年）209頁以下、特に223頁以下参照。